

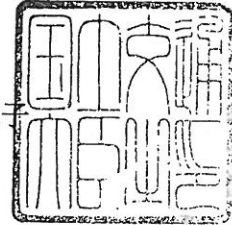


# 認 定 書

国住指第1398号  
平成14年2月4日

興亜不燃板工業株式会社  
代表取締役 三枝輝彦 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第1条第五号（準不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
QM-9059
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
木毛・木片セメント板
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添の通り

指定番号	QM-9059	認定年月日：平成7年11月22日
品目名	木毛・木片セメント板	申請者：興亜不燃板工業株式会社 住 所：千葉県長生郡長柄町山根 1985-1

1. 主たる用途 建築物の壁、天井又は屋根下地

2. 試験機関名 (財) 建材試験センター中央試験所 受託番号 依試第59185号-1 依試第59185号-2

3. 製品の形状、寸法等

(1) 形 状：平板

(2) 表面の形状：粗面

(3) 厚さ (mm)

15 +1-2      20 +1-2      25 +1-2

(4) 大きさ (mm)

最小 455×1,820      最大 1,000×2,000

標準 910×1,820

(5) かさ比重 1.0 +0.1-0.1

(6) 重量 (kg/m<sup>2</sup>)

15mm +2-2      20mm +2-2      25mm +2.5-2.5

(7) 含水率 15%以下

4. 防水処理の概要 なし

5. 構成 (組成)、断面図 (単位 mm)

混合比 % (重量)

① 木毛セメント板 (表面層3~5mm)

イ) ポルトランドセメント (JIS R 5210) 60 +3-0

ロ) 木毛 40 +0-3

② 木片セメント板

イ) ポルトランドセメント (JIS R 5210) 60 +3-0

ロ) 木片 20 +0-1

ハ) 木毛 20 +0-1

